資金決済法に基づく情報提供

利用者資金の保全方法

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別 当社の利用者資金の保全方法は、金銭による供託です。
- ・金銭による供託の相手方 仙台法務局

- 無権限取引(※)により発生した損失の補償等の対応指針

※利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと

当社が発行する日専連プリペイドカード・住商アプリの紛失、盗難等により利用者に生じた損失について、当社に重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。